

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	公 告
○京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則及び京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則 (産業労働総務課) 667	○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (山城広域振興局) 671
	○建設業法に基づく処分 (指導検査課) 672
	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所) 〃
	○府営住宅洛西西境谷団地ほか12団地の指定管理者の募集 (住宅課) 673
	公 安 委 員 会
	○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 674
	○落札者の決定 676
○不動産取得税の課税地の指定 (税務課) 670	
○保全回復事業の認定 (自然環境保全課) 〃	
○救急病院である旨の告示 (医療課) 〃	
○保安林の指定施業要件の変更予定 (南丹広域振興局) 〃	
○道路の区域変更 (丹後土木事務所) 671	
○道路の供用開始 (〃) 〃	

規 則

京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則及び京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第35号

京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則及び京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

(京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則の一部改正)

第1条 京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則(昭和39年京都府規則第19号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

京都府告示第490号

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第6条第3項の規定により、令和5年9月29日以降における次の不動産の取得に対する不動産取得税の課税地を京都市下京区と指定する。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

次の土地の上に所在する家屋

所 在	地 番
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町	28番地2、30番地2、30番地3、30番地1
〃 中京区麩屋町通錦小路下る榊屋町	523番地1

京都府告示第491号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第3項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名
長岡京市天神3丁目14番5号
特定非営利活動法人乙訓の自然を守る会
理事長 宮崎 俊一
- 認定を受けた保全回復事業の事業計画
 - 事業計画の名称
京都府南部地域オグラコウホネ保全回復事業の事業計画
 - 事業計画の区域
長岡京市勝竜寺における本種の分布区域
 - 事業計画の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 事業計画の概要

- 現状及び課題
生育状況及びその課題
- 保全回復事業の取組
調査研究、生育環境の整備及び適正な生息状況の維持
- 保全回復事業の推進方策
地域社会への啓蒙、多様な主体の連携と協働及び長岡京市への報告
- 計画の評価
評価の方針及び事業の見直し

3 認定年月日

令和5年9月21日

京都府告示第492号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
綾部市立病院	綾部市青野町大塚20の1	令 5. 8. 1	令 8. 7. 31

京都府告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年9月29日から令和5年10月13日まで縦覧に供する。

令和5年9月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宮津野田川線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
与謝郡与謝野町字石川小字表シ2255（右）地先から	前	最小 4.8 m 最大 11.7	55.0 m
	後	最小 7.8 最大 14.2	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年9月29日から令和5年10月13日まで縦覧に供する。

令和5年9月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宮津野田川線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
与謝郡与謝野町字石川小字表シ2255（右）地先から 与謝郡与謝野町字石川小字あたご田759の2まで	令和5年9月29日

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年9月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社さとう
福知山市東野町1番地
代表取締役 佐藤 総二郎
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）井手多賀パーク
綴喜郡井手町大字多賀小字二ノ坪46ほか
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社さとう
福知山市東野町1番地
代表取締役 佐藤 総二郎
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年5月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,498平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

- ア 駐車場の収容台数
148台
 - イ 駐輪場の収容台数
100台
 - ウ 荷さばき施設の面積
146平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
21.3立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり)
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午前0時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
令和5年8月31日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和5年9月29日から令和6年1月29日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をした。

令和5年9月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 処分をした年月日
令和5年9月19日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
木津川道路株式会社
木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2
代表取締役 多田 涼子
京都府知事許可（特－3）第40939号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

- 4 処分の原因となった事実
木津川道路株式会社及び代表取締役等は、建設業法に違反したことにより、京都簡易裁判所から法人に対して罰金50万円、代表取締役及び取締役の一人に対して罰金40万円、宇治田原営業所長に対して罰金30万円の刑の言渡しを受け、令和5年8月10日にその刑が確定している。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当し、同項の規定に基づき許可の取消処分の対象となる。
また、木津川道路株式会社は、令和3年6月30日付けの建設業許可の更新及び業種追加の申請において、本社の専任技術者の一人及び宇治田原営業所の専任技術者が、営業所に常勤して専らその職務に専任していないにもかかわらず、当該技術者の氏名を記載した専任技術者一覧表等を提出し、もって不正の手段により同年7月30日付けで建設業法第3条第1項の許可を受けた。
このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当し、同項の規定に基づき許可の取消処分の対象となる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年9月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市上津屋西久保22の一部、43、44の7、78の1、78の2、78の4、79の1から79の3まで、79の5、80の1、80の2、81の1、82の1から82の3まで、83の1から83の3まで、84の1、85の1の一部、86、市有地
(関連区域)
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都千代田区麹町五丁目1の1
芙蓉総合リース株式会社
大阪市東成区東小橋一丁目11の10
株式会社ロンコ・ジャパン
大阪市淀川区西中島四丁目13の22
西日本エア・ウォーター物流株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
相楽郡精華町大字祝園小字正尺16の3
(関連区域)
相楽郡精華町大字祝園小字正尺16の10の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
相楽郡精華町大字祝園小字佃44の1
西島 加代子
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市美濃山幸水27の11、27の16
 (関連区域)
 八幡市美濃山幸水23の1の一部、27の2、27の14
 の一部
 (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 寝屋川市香里新町28の30 ロイヤルメドウ香里園
 タワー303
 株式会社創レジデンシャル



府営住宅洛西境谷団地ほか12団地の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 府営住宅（京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第1号アに規定する公営住宅に該当する住宅に限る。）

ア 洛西境谷団地

(ア) 所在地
 京都市西京区大原野西境谷町三丁目
 (イ) 規模等
 開 設（管理開始年月をいう。以下同じ。）
 昭和55年3月
 棟 数 12棟
 戸 数 360戸

イ 洛西竹の里団地

(ア) 所在地
 京都市西京区大原野東竹の里町一丁目ほか
 (イ) 規模等
 開 設 昭和55年3月
 棟 数 10棟
 戸 数 339戸

ウ 洛西沓掛団地

(ア) 所在地
 京都市西京区大枝沓掛町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和60年6月
 棟 数 4棟
 戸 数 70戸

エ 下矢田団地

(ア) 所在地
 亀岡市下矢田町二丁目
 (イ) 規模等
 開 設 平成7年3月
 棟 数 2棟
 戸 数 33戸

オ 城山団地

(ア) 所在地
 亀岡市下矢田町山ノ条
 (イ) 規模等
 開 設 昭和33年5月
 棟 数 2棟
 戸 数 8戸

カ 古世団地

(ア) 所在地
 亀岡市北古世町一丁目
 (イ) 規模等
 開 設 昭和31年6月
 棟 数 2棟
 戸 数 8戸

キ 穴川団地

(ア) 所在地
 亀岡市吉川町穴川替田ほか
 (イ) 規模等
 開 設 平成7年11月
 棟 数 9棟
 戸 数 178戸

ク 向日台団地

(ア) 所在地
 向日市寺戸町天狗塚ほか
 (イ) 規模等
 開 設 昭和42年6月
 棟 数 15棟
 戸 数 495戸

ケ 上植野団地

(ア) 所在地
 向日市上植野町大門ほか
 (イ) 規模等
 開 設 平成9年4月
 棟 数 6棟
 戸 数 206戸

コ 向河原団地

(ア) 所在地
 南丹市園部町小山東町向河原
 (イ) 規模等
 開 設 平成17年10月
 棟 数 2棟
 戸 数 69戸

サ 円明寺団地

(ア) 所在地
 大山崎町字円明寺小字鳥居前
 (イ) 規模等
 開 設 平成10年7月
 棟 数 2棟
 戸 数 48戸

シ 須知団地

(ア) 所在地
 京丹波町須知藤ノ森
 (イ) 規模等
 開 設 昭和50年7月

<p>棟 数 2棟 戸 数 10戸</p> <p>ス 角団地</p> <p>(ア) 所在地 京丹波町角門前ヶ鼻</p> <p>(イ) 規模等 開 設 昭和43年10月 棟 数 3棟 戸 数 15戸</p> <p>(2) 特別賃貸府営住宅 洛西竹の里団地</p> <p>ア 所在地 京都市西京区大原野東竹の里町一丁目ほか</p> <p>イ 規模等 開 設 昭和55年3月 棟 数 2棟 戸 数 100戸</p> <p>2 指定期間（予定） 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>3 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 1に掲げる施設（以下「住宅」という。）の利用に関する業務</p> <p>(2) 住宅の維持、修繕、改良等に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務</p>	<p>4 指定管理者の資格 募集要項に記載した資格要件を満たすこと。</p> <p>5 応募の手続</p> <p>(1) 応募書類 指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類</p> <p>(2) 募集期間 令和5年9月29日(金)から令和5年11月13日(月)まで</p> <p>(3) 提出方法・部数等 募集要項において定めるところによる。</p> <p>6 選定及び指定の方法 提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。 募集要項については、京都府建設交通部住宅課において、令和5年9月29日（金）から配布する。</p> <p>(2) 問合せ先 京都府建設交通部住宅課管理・調整係 電話番号（075）414-5356</p>
---	---

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第153号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年9月29日

京都府公安委員会
委員長 森 田 雅 之

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)

大型自動二輪車免許	技能検定員審査(大自二)	教習指導員審査(大自二)
普通自動二輪車免許	技能検定員審査(普自二)	教習指導員審査(普自二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車で同項の重被けん引車をけん引しているもの)	技能検定員審査(けん引)	教習指導員審査(けん引)
大型自動車第二種免許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中型自動車第二種免許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普通自動車第二種免許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審査の内容		審査の期日	審査の場所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和5年11月13日(月)、令和5年11月14日(火)、令和5年11月15日(水)、令和5年11月16日(木)及び令和5年11月17日(金)	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和5年10月16日(月)から令和5年10月27日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)において配布する。

(2) 審査当日は、運転免許証及び筆記用具を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係(電話075-631-5181(代表)内線452)に行うこと。

京都府警察本部告示第94号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月29日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
捜査情報統合システムサーバの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
東京センチュリー株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通押小路 上る 秋野々町535番地
- 5 落札金額
95,766,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年6月6日